

## 誓約書(保証書)・個人情報の取り扱いに関する同意書

武蔵野美術大学 学長 殿

本人

私は、貴学への入学に際し、下記第1項の内容について誓約し、第2項について同意いたします。

記

## 1. 在学誓約

貴学に在学中、貴学の教育方針、学則および諸規則（裏面含む）を遵守し、学生の本分に反しないことを誓約いたします。

## 2. 個人情報の取り扱いに関する同意事項

貴学に提出する私の個人情報は、私に提供される教育研究および支援、その他大学運営の目的で収集されることを理解し、貴学が規定する「個人情報保護基本方針」に基づき、提供、管理および利用することに同意いたします。

\*自署してください。

記入日 年 月 日

フリガナ  
本人氏名

印

(〒 - )

現住所

TEL

( )

携帯

( )

保証人

私は、上記学生（本人）が、貴学の入学に際し、下記第1項の内容について誓約し、第2項について同意いたします。

記

## 1. 保証事項

上記学生（本人）が、その在学中、上記の誓約を守らせ、これに反する在学中の行為について、保証人である私が責任を負うと共に、上記学生（本人）が貴学に対して在学中に負担する全ての学費ならびに学内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金等一切の債務について、学則に定められた標準修業支払年限に支払うべき学費相当額を上限として、本人と連帯して支払うことを保証します。

\*学費相当額 [大学] 330,000円（年間授業料相当）

[科目等履修生（一般、特修生）] 208,000円（16単位分相当）

[科目等履修生（教職・別表3.8）] 390,000円（30単位分相当）

[科目等履修生（教職生・別表4）] 320,000円

## 2. 個人情報の取り扱いに関する同意事項

貴学に提出する私の個人情報は、私への連絡、上記学生の教育研究および支援、その他大学運営の目的で収集されることを理解し、貴学が規定する「個人情報保護基本方針」に基づき、提供、管理および利用することに同意いたします。

\*自署してください。

記入日 年 月 日 本人との関係

フリガナ  
保証人氏名

印

(〒 - )

現住所

TEL

( )

携帯

( )

受付

注)保証人は、保護者または独立した生計を営む成年者であり、学生本人が在学中は日本に在住できる方とします。

## ■ 著作権等の取扱いについて

本学通信教育課程（以下、本学とします）で学ぶにあたっては、著作権法や民法などの法律に違反したり、他人の権利を侵害したりすることのないよう、注意する必要があります。以下の説明文をよく読んでいただいた上で、「誓約書」に署名・捺印をして提出してください。

### ● 対象となる作品

本学の教育の中で作成されるすべての作品。美術、写真、彫刻、映像、音楽、設計図案、デザイン図案、模型等の実技表現、レポートや論文等の言語による表現等、すべての表現を含みます。

### ● 制作にあたっての法令順守——他者の権利を侵害しないために

本学の学生は、自分の作品の制作・発表によって、他者の著作権、肖像権、その他の人格権（名誉やプライバシーなど）を侵害することのないよう、十分な注意を払う必要があります。

### ● 著作権

他者の創作物を利用しながら自分の創作物を作る場合には、その他者の著作権を侵害しないよう、相手方の許諾をとるか、「引用」の範囲内と言えるような利用のしかたにとどめる必要があります。本学の授業の過程において、公表された著作物を複製することは可能ですが、それを超えて複製したものを社会に公表することはできません。著作権のルールについては、本学での学修を通じて、習得してってください。また、授業内容や講師の講評コメントなどを SNS 上で無断公開しない、各種の試験問題を SNS 上で公開しない、というルールを守ってください。

### ● 肖像権

写真作品や、絵画・彫刻作品の中で、被写体を特定できるような形で人物が写っている場合や写實的に描かれる場合は、被写体となる人の肖像権を侵害しないよう、事前に許諾をとる必要があります。被写体となる人の肖像権を侵害する写真撮影や描画はできませんし、公表することもできません。

### ● その他の人格権や経済的な権利

作品を制作する際に、他者の名誉を毀損すること、プライバシーを侵害することがないように注意を払う必要があります。また、有名人の名前や肖像を使用した作品は、その有名人のパブリシティ権を侵害する可能性がありますので、公表できなくなる場合があります。

### ● その他の制約

法律や各自治体の条例違反、各種の知的財産権の侵害となる行為などは、本学学則に明記がある場合とない場合とを問わず、行わないこと。

### ● 自己の著作物について

本学での学修を通じて制作された創作作品（模写などの複製は除く）は、原則として、学生自身の著作物となり、学生本人が著作権を持つことになります。

しかし、本学の学生が本学の学修の過程で作成した著作物は、学生に対する教育の一環として作成されたものですので、本学が学生に対する教育や指導のために利用することが前提となっています。たとえば、本学全体の教育学修向上のため、参考作品として公開したり、『卒業制作作品集』をはじめとする各種の冊子に収録したり、また、作品や授業風景を本学の広報媒体に掲載させていただく場合があります。本学卒業後も、大学で記録を行った課題作品については、同様の取扱いになります。こうした場合について、作者である学生のみさんから事前の包括的許諾をいただくため、「誓約書」にて誓約をしていただくことになります。

なお、卒業制作を含む課題作品は、制作過程で教員から指導を受けていますので、学生個人の著作物ではなく、教員との共同著作物になる場合があります。そうしたものを公表したい時には担当の教員に相談して許諾を得てください。また、授業内容や講師の講評コメントなどを SNS 上で無断公開しないでください。

\* 科目等履修生（新規・継続）も学生と同様の取扱いとします。